

5 債務整理

(1) 法律相談料 初回30分無料, それ以降30分5,500円

(2) 債務整理

ア 個人 着 (2万円×債権者数) × 1.1 (最低10万円) 報 (2万円×債権者数 + 減額分10% + 過払いによる回収額20%) × 1.1

・但し, 債権者が商工ローンであるときは1社あたり55,000円とします。

・但し, 過払いによる回収が訴訟による場合は回収額25%とします。

イ 法人 応相談

(3) 過払い請求

ア 交渉による場合 回収額20%

イ 訴訟による場合 回収額25%

(4) 自己破産

ア 個人

(ア) 同時廃止 275,000円～

(イ) 少額管財 385,000円～

イ 法人 66万円～

・過払い金の回収報酬は上記(3)に従い別途ご負担いただきます。

・事務費・裁判所が指定する予納金が別途必要になります。

(5) 個人再生

ア 住宅資金特別条項がない場合 385,000円～

イ 住宅資金特別条項がある場合 550,000円～

・過払い金の回収報酬は上記(3)に従い別途ご負担いただきます。

・事務費・裁判所が指定する予納金が別途必要になります。

(6) 民事再生 220万～

・過払い金の回収報酬は上記(3)に従い別途ご負担いただきます。

・事務費・裁判所が指定する予納金が別途必要になります。